

日本不動産金融工学学会賞規程

（目的）

第1条 日本不動産金融工学学会（以下、「JAREFE」という。）は、不動産に関する研究やその発展において、JAREFE の設立趣意にかなう顕著な貢献をした個人や団体を称える事を目的として、日本不動産金融工学学会賞（以下、「学会賞」という。）規程を制定する。

（学会賞の種別）

第2条 JAREFE は、原則として各期に1回、次の各学会賞を授与する。各学会賞の英文表記はカッコ内に併記する通りとする。

- 1 JAREFE 賞（JAREFE Award）
- 2 JAREFE 論文賞（JAREFE Best Paper Award）

（学会賞の対象）

第3条

- 1 JAREFE 賞は、不動産に関する研究やその発展において、JAREFE の設立趣意にかなう、顕著な貢献を行った個人または団体に対して授与する。
- 2 JAREFE 論文賞は、ジャレフ・ジャーナルまたは JAREFE 実務ジャーナルに掲載された、または掲載が決定し JAREFE のウェブサイトに掲載された論文のうち、JAREFE の設立趣意にかなう、優秀な論文の著者である個人正会員または個人学生会員に対して授与する。但し、ジャレフ・ジャーナルとは、JAREFE が単行本または学術雑誌として発行した『ジャレフ・ジャーナル 2003』、『ジャレフ・ジャーナル 2006』、『ジャレフ・ジャーナル 不動産ファイナンス・不動産経済学研究』、『ジャレフ・ジャーナル 日本不動産金融工学学会誌 不動産ファイナンス・不動産経済学研究』をいう。

（JAREFE 学会賞選考委員会）

第4条

第2条に規定する各学会賞の内定の決定は、次の委員より構成される JAREFE 学会賞選考委員会（以下、「学会賞選考委員会」）が行う。

- 1 JAREFE 学会賞選考委員長（1名）
- 2 JAREFE 学会賞選考副委員長（JAREFE 賞）（1名）
- 3 JAREFE 学会賞選考副委員長（JAREFE 論文賞）（1名）
- 4 JAREFE の会長、および副会長

（学会賞の選考）

第5条

1 JAREFE 賞は、学会賞選考委員会が、第3条第1項に規定する対象のうち、評議員から会長に対して推薦のあった個人または団体について選考を行う。

2 JAREFE 論文賞は、学会賞選考委員会が、第3条第2項に規定する対象のうち、会員からの会長に対して自薦・他薦のあった論文について選考を行う。

3 第1項から第2項に規定する各学会賞の推薦は、学会賞の種別ごとに、別に定める様式の推薦書を、原則として、各期の定期大会の1か月前までに、会長に提出することにより行う。

4 第1項から第2項に規定する各学会賞の選考は、学会賞選考委員会において、JAREFE 学会賞選考委員長および同副委員長の全員が出席していることを条件として行う。出席の学会賞選考委員の過半数の賛成により、各学会賞の内定を決定する。

(JAREFE 学会賞選考委員の選任と例外)

第6条

1 JAREFE 学会賞選考委員長は、評議員の中から、評議員会において選任する。但し、連続3期を超えて就任できない。

2 JAREFE 学会賞選考副委員長 (JAREFE 賞) は、第3条第1項に規定する JAREFE 賞の対象を選考するにふさわしい人物を、評議員会において選任する。但し、連続3期を超えて就任できない。

3 JAREFE 学会賞選考副委員長 (JAREFE 論文賞) は、第3条第2項に規定する JAREFE 論文賞の対象を選考するにふさわしい人物を、評議員会において選任する。但し、連続3期を超えて就任できない。

4 JAREFE の会長と副会長は、JAREFE 学会賞選考委員長または同副委員長を兼ねることはできない。

5 JAREFE 学会賞選考委員長は、JAREFE 学会賞選考副委員長を兼ねることができる。

6 第5条第1項に規定する推薦のあった個人または団体、第3条第2項および第5条第2項に規定する自薦・他薦のあった論文の著者である個人正会員または個人学生会員は、第4条に規定する学会賞選考委員会の委員となることができない。

(学会賞選考委員会の開催と報告)

第7条

1 一つ以上の学会賞の推薦があった場合、会長が招集して学会賞選考委員会を開催する。

2 JAREFE 学会賞選考委員長は、学会賞選考委員会の開催後7日間以内に、別に定める様式により、各学会賞内定報告書を会長に提出する。

3 各学会賞の推薦がなかった場合、会長は、当年度における同学会賞の該当者なしの報告を、評議員会および総会において行う。

(学会賞の決定と報告)

第8条

1 会長は第7条第2項による報告があった各学会賞内定者に対して、7日間以内に受賞の意思を確認した上で、各学会賞の決定を行い、評議員会および総会にて報告する。

2 前項の結果、同内定者が学会賞の受賞を辞退した場合、または受賞の意思がない場合には、学会賞の授与は行わない。この場合、会長は、当年度における同学会賞の該当者なしの報告を、評議員会および総会において行う。

(表彰)

第9条

各学会賞の表彰は、原則として定期大会にて、会長が表彰状および記念品を授与することにより行う。

(改廃)

第10条

本規程の改廃は、評議員会で決定し、総会に報告する。

附則 本規程は、2020年1月8日から施行する。